

# (介護予防) 特定施設入居者生活介護

## 丹波ふく健康支援センター 運営規程

### (事業の目的)

第1条 機能訓練株式会社が運営する丹波ふく健康支援センター（以下「事業所」という。）が行う（介護予防）特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者（以下「生活相談員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 （介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、（介護予防）特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護及び要支援状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- ① 名称 丹波ふく健康支援センター
- ② 所在地 兵庫県丹波市氷上町成松149-1
- ③ 特定施設の類型 混合型

### (職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤・介護職員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ② 従業者

生活相談員 1名（常勤・専従）

看護職員 2名以上（常勤専従1名）

介護職員 9名以上（常勤専従5名以上、常勤兼務4名以上）

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行う。

機能訓練指導員 1名（常勤兼務、介護職員と兼務）

計画作成担当者 1名（常勤兼務1名、介護職員と兼務）

従業者は、(介護予防) 特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① (介護予防) 特定施設入居者生活介護の定員は37名とする。
- ② (介護予防) 特定施設入居者生活介護の居室は34室とする。

((介護予防) 特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 (介護予防) 特定施設入居者生活介護の内容は別紙のとおりとし、(介護予防) 特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、別紙の通り徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(短期利用特定施設入居者生活介護)

第7条 本事業所は、特定施設の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定特定施設入居者生活介護(以下「短期利用特定施設入居者生活介護」という。)を提供する。

- 2 短期利用特定施設入居者生活介護の定員は2名とする。
- 3 短期利用特定施設入居者生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。
- 4 短期利用特定施設入居者生活介護の利用にあたっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、本事業所の計画作成担当者が特定施設入居者生活介護計画を作成することとし、当該特定施設入居者生活介護計画に従いサービスを提供する。
- 5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用特定施設入居者生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用特定施設入居者生活介護の利用者が負担するものとする。

(利用者が一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第8条 生活相談員等は、利用者を一時介護室(健康管理室)に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(秘密の保持)

第9条 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏

らしてはならない。

2 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

3 介護サービス事業者等その他の介護サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする（暴力団等の影響の排除）

第10条 運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

（運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）

第11条 その提供する本サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 前項における評価の結果を公表するものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第12条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

（緊急時等における対応方法）

第13条 生活相談員等は、本サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第14条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。
- ② 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- ③ 事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 事業者は、利用者に対する本サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

4 事業者は、利用者に対する本サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を

速やかに行わなければならない。

(身体拘束等の禁止)

- 第15条 事業者は、本サービスの提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。
- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

- 第16条 事業者は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - ② 虐待の防止のための指針を整備する。
  - ③ 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - ④ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、サービス提供中に、従業員又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

- 第17条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第18条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
  - ② 継続研修 年1回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、本サービスの提供に係る記録を整備し、指定通所介護・介護予防通所介護の提供完了の日から5年間保存するものとする。
- 5 利用者の入所時には下記の書類を必ず事前に整えること
- ①入居契約書

②介護サービス契約書

③介護・看護サマリー

④健康診断書（血液検査、レントゲン画像データ等身体状況のわかるものは必ず添付）

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は機能訓練株式会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 7 月 1 日に訂正し、施行する。

この規程は、令和 7 年 8 月 20 日に訂正し、施行する。